

一日経連＝資本の側の見解

「労働者本人の同意が必要であり、使用者は当然にも出向命令権を有するものではない。」
「使用者と当該の労働者との間で出向に必要な条件（出向先企業名、職務の内容、労働条件の格差の補償など）について合意が成立しなければならない。」

（日経連発行「部下をもつ人の為の労働法事務知識」）

一 一畑電気事件裁判判決 一

出向は、労働者に対し有形無形の精神的、経済的不安を招来すめものであるから、使用者としてはこの不安を除去するため、万全を尽くすべきであり、業務上必要であるからといって出向命令を強行することは人事権を正当に行使したことにはならない。

一日立電子事件裁判判決

法はかような労務者の特定企業への従属性を配慮して、使用者に対し労務契約締結の際、労働条件の詳細を労働者に明示することを要求することにより（労基法15条、同施行規則5条）、労働者の保護を図っているのであって、この法の精神からいっても、使用者は労働契約に際し明示した労働条件の範囲をこえて当該労働者の労働力の自由専断的な使用を許すものでなく、当該労働者の承諾その他これを法律上正当づける特段の根拠なくして、労働者を第三者のために、第三者の指揮下において労務に服させることは許されないものというべきである。

一日東タイヤ事件裁判判決

一般的には原則として労働者本人の同意が必要であり、使用者は当然に出向命令権を有するものではない。

労働者の無断譲渡 (強制出向)は違法だ!

強制出向反対のスト権確立へ



87. 7. 30
No. 2615

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六（公衆）〇四七二二二七二〇七

「使用者」に出向命令権はない

現在当局が強行している強制出向の攻撃が、いかに常識を逸脱した不法・不当な行為であるのかは、左記に掲げた出向に関する日経連の見解、出向に関する裁判の判例を見れば、あまりにも明らかである。結論を言えば、いかに就業規則に一方的に出向を命ずることができる主旨の規程があつたとしても出向は本人の合意が大前提であり「使用者」に出向命令権はないのである。これは、資本家団体である日経連ですら「使用者は当然にも出向命令権を有するものではない」との見解をとらざるを得ないほど、ごくあたりまえのことなのである。

二重三重の違法行為を重ねるJR当局

また、法律上も、「労働者使用権の無断譲渡禁止の原則」（民法六二五条）、すなわち、労働力

ことが明記されているのである。労働者が奴隷でない以上、こんなことはあたりまえのことである。労働者も人間である。「使用者」が人間をどこにでも、誰にでも、どんな条件でもかつてに売り飛ばすことができるとしたら奴隷社会以下である。これを平然とやっているのが奴隷主JR当局なのである。しかもこれに加え、国労の組合員であり、役員活動家であることをもって狙いうちに、根だやしにするという不当労働行為（労基法七条違反）まで重ねているのである。二重三重の違法行為の強行、これが現在の強制出向攻撃の実体である。

だからこそ、この間の各地方労働委員会の一出向命令の実施を留保し、また、これに従わないことを理由に不利益を課してはならない」との勧告にも見られるとおり、ハラを固めてきつぱり拒否し、毅然としてたかえば出向は必ず粉碎することができるのである。（つづく）